①疑義照会について No.

NO.	Q	А
1-1	医事課・薬剤部への問い合わせが可能な時	医事課:平日 8:30~17:00
	間帯	薬剤部:通常 8:30~18:30(緊急時は時間外も対応可)
1-2	電話での疑義照会	原則として FAX を使用して下さい。緊急の場合など、
		やむを得ず電話連絡が必要な場合は、事後に必ず FAX
		を送信して下さい。口頭での対応は食い違いの危険性も
		ありますので、ご協力をお願い致します。
1 - 3	疑義照会 FAX 後の電話連絡の必要性	平日の時間内 (8:30~17:00) は電話連絡不要です。時
		間外(休日・夜間など)は電話連絡して下さい。
1-4	疑義照会後に返答を催促するタイミング	疑義の返答はできるだけ急いで対応しますが、10~15
		分以上要する場合は一旦お知らせします。
1-5		

②処方内容・内規について

No.	Q	А
2-1	錠剤A (5mg) 0.5T ⇒ 錠剤A (2.5mg)	不可。処方せんの規格通り(5mg)0.5T でお願いしま
	1Tへの変更の可否	す。
2-2	軟膏A (5g) 10g ⇒ 軟膏A (10g) 10g へ	処方せんの規格通りでお願いします。
	の変更の可否	
2-3	メーカー予包剤の変更の可否	不可。処方せんの規格通りでお願いします。
2-4	漢方薬の服用時間について	添付文書の記載の用法(食前30分または食後2時間に
		服用)が望ましいが、医師が「食後」と指示していれば
		「食後」で説明しています。
2-5	患者様のコンプライアンスを考えての服用	処方せんの用法通りにお願いします。必要な場合は、疑
	時間の変更	義照会を行って下さい。
2-6	適応外使用について	適応外使用はしないよう指導しています。診療科で説明
		が異なる場合の服薬指導についてはお知らせします。常
		用量から外れる処方には、「大量投与」「少量投与」のコ
		メントを入力するよう医師に指導しています。
2-7	倍量処方について	倍量処方は禁止しています。
2-8	調剤方法の変更の可否	◆ 錠剤の「一包化」「半錠に割る」は医師の指示です。
		変更にあたって医師の治療方針を確認する必要が
		ある場合もありますので、事前に疑義照会をして下
		さい。薬の安定性などで一包化が好ましくない場合
		は当院の内規に従ってお願いします。
		また、変更した場合は次回処方のためにオーダ修正を

③服薬:	指導について	
2 10		
2-16		/Jで IPエレま y V/ (栄用Ipp、
		場合には患者様へ説明して下さい。次回処方のために入力を修正しますので薬剤部へ FAX をお願いします。
	\mathcal{Y}_{r}	ので、薬局で責任持って管理して下さい。変更となった
	者同意の上で他の薬と共に一包化して良い	問い合わせて下さい。薬の安定性による場合もあります
2-15	一包化で別包とする指示がある処方を、患	医師の治療方針により別包としている場合もあるため、
		合は、コメントが入力されています。
		です。身体的理由などにより半錠を含めて一包化する場
		を比較し、当院での業務効率・待ち時間を検討した結果
2-14		『半錠を含める一包化』と『別包にしてホチキス止め』
		防止、安定性など。 通常一包化しない楽を含め (一包化 する場合には、 コメントが入力されています。
2-13	一包化から除外している薬の理由	服薬時に注意を促すため、他剤とのコンタミネーション 防止、安定性など。通常一包化しない薬を含めて一包化
0 10	与ルムと16分別 アンフボの四十	おこなって下さい。
		くなど工夫して下さい。また、患者様への説明を必ず、
		いる場合は、患者様が区別できるように分包紙に線を引
	紙を用いた薬の区別の必要性	ん。但し、散剤の分包が複数あり、色や性状が類似して
2-12	劇薬・抗癌剤・粉砕時などの散剤で、薬包	特に分包紙の色を変えたり、印をつける必要はありませ
		にして下さい。患者様に十分説明をおこなって下さい。
		患者様に不安を与えたり、服用間違いが起こらないよう
2-11	薬袋の作成方法について	薬局の基準でも構いませんが、調剤方法の違いにより、
2-10	保険診療と自由診療の処方せん内の混在	処方せんを区別して発行します。
		欄は空白となります。
		◆ 保険の有効期限切れなどの自費の場合は、保険番号
		号欄に「自由診療」と表示されます。
2-9	自費処方発行の有無	◆ 自由診療は院外処方の対象です。処方せんの保険番
		V ₀
		場合も、患者様へ説明し、了解の上で行ってくださ
		◆ 調剤方法の変更により、患者様の料金負担が増える
		■ お来る帰国的来る過去的。 ・ 女とはい同感も ・ 当院の内規に従って調剤をお願いします。
		◆ 水薬・散薬は細菌汚染や過誤防止、安定性の問題も
		国院的規と異なる場合は服用(使用)同選いが起こり ないよう、患者様に十分な説明を行って下さい。
		当院内規と異なる場合は服用(使用)間違いが起こら
		おこないますので FAX で連絡をお願いします。

3-1	精神疾患患者への服薬指導について	精神科領域の薬について、作用・副作用の説明はコンプライ
		アンスや治療に影響する場合があり、当院では医師の説明に
		委ねています。指導文書は、内規に基づき一般的な説明内容
		を載せています。
3-2	抗癌剤の服薬指導について	処方せんでは告知の有無はわかりません。院外処方せんによ
		り薬品名が患者様に伝わるので、未告知患者は院内処方とす
		るよう指導しています。先ずは "医師からどのように説明を
		受けているか"を患者様に尋ねてから対応して下さい。不明
		の場合は問い合わせて下さい。現在、患者様にお渡ししてい
		る薬剤情報提供文書「あなたのお薬」にはヒートシールなど
		に表示されている名称を記載しています。作用の説明には『治
		療のための大切なお薬』と記載しています。
3-3	抗ウイルス薬の作用の表現について	『ウイルスを殺すお薬』と表現しています。なお、HIV の患
		者様は院外処方の対象外としています。
3-4	薬剤情報提供の副作用の表現に、各県	当院で特別な表現を用いているものはありませんので、一般
	各地域で統一された表現を用いて良	的な表現を使っていただいて構いません。
	いカ	
3-5		

Α

④備品について

No.

Q

No.	Q	А
4-1	遮光袋の請求先	丸東 マルトウ 産業
4-2	チャック袋の性状	無色透明 (日用品店などで市販されているものと同様)
4-3	当院での水薬容器代	無料 (容器回収はおこなっていません)
4-4	当院での軟膏容器代	『混合』の指示ひとつに付き一律 50 円(院内感染防止
		のため容器の回収や再利用はおこなっていません)
4-5		

⑤その他

No.	Q		Α
5-1	休日の処方について	♦ 目	曜・休日は院外処方せん発行されません。土曜は
		休	日体制ですが、院外処方発行可能としています。
		◆ 大	型連休や年末年始前は、通常は長期投与が認めら
		ħ	ない薬剤の長期投与を認めている期間がありま
		す	。院内で事前に通達し、該当期間中に長期投与と
		す	る場合は処方せんの備考欄にコメントが入力さ
		ħ	ています。

5-2	薬紛失時に再受診・再交付となる場合、薬	薬局と患者様との話し合い後、処方せんの再交付が必要
	局からの要請の必要性について	となった場合、当院でも状況の把握が必要ですので薬局
		から連絡をお願いします。患者様から直接、当院に薬紛
		失の連絡があった場合、まず薬を受けとった薬局に相談
		するよう伝えます。
5-3	各患者の処方内容について、薬局への事前	かかりつけ薬局の事前登録をした患者様については、患
	通知	者様の了承のもと処方内容を薬局へお知らせします。稀
		少薬品や特殊処方、特殊調剤の処方について、事前に応
		需可能かお尋ねする場合があります。
5-4	将来、一般名処方に移行する可能性	現時点で計画はありません。
5-5	後発品への代替調剤について	薬事委員会で検討中です。
5-6	新規採用薬情報	ホームページまたは薬剤師会にて確認して下さい。
5-7	医薬品集の購入	管理課にて学外の方は 3,480 円(第 15 版)で購入でき
		ます。
5-8	使用済み注射針の廃棄について	当院で交付したものについては薬剤部窓口横の回収ボ
		ックスで回収しています。
5-9		

Q&A 2007. 3 現在